

おせっかいな

# 傍聴人の裁判解説

原発事故損害賠償・北海道訴訟―控訴審―

No. 21  
2022年1月

2022年1月28日（金）、札幌高等裁判所で、原発事故損害賠償・北海道訴訟 控訴審第5回口頭弁論が行われました。傍聴には、報道も含め30名ほどの方が来ていました。

## ■原告のあらたな主張

控訴審になり、第一審ではなかった新たな主張「避難元居住地の土壤汚染状況」に関する書面が、この日提出されました。「ふくいち周辺環境放射線モニタリングプロジェクト（東京）」に依頼し、原告の避難元居住地で土壤調査を行った結果が含まれています。コロナ禍で東京と福島の間がままならず、今回提出したのは30件分の調査結果。セシウム134と137を測定した結果、30件中24件で4万ベクレル/m<sup>3</sup>が検出、6件は平均6500ベクレル/m<sup>3</sup>が検出されたそうです。4万ベクレル/m<sup>3</sup>、という数字は放射線管理区域として扱われる値です。管理区域は「放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則」により、さまざまな規定が設けられている場所です。

裁判所は、この新たな主張に対する反論は迅速に行うよう、国と東電に伝えているため、次回の裁判までに反論の内容がわかってきそうです。原告側は、国と東電からの反論に対して再反論を行い、継続中の土壤調査結果も引き続き提出していくとのことでした。裁判所も今回の土壤調査結果に対しては関心を持っているようです。

## ■その他の主張や国からの反論

前回お伝えした、原告の方々へのストレスアンケートを分析し、文化人類学者の竹沢尚一郎先生がまとめた意見書は、精神的損害の主張を裏付けるものとして今回提出されています。竹沢先生によると、北海道訴訟原告のPTSDリスクを示す数値が（経年で下がっていくことを考えても）かなり高いとのことでした。

調査時期が違うので一概に比較することはできませんが、これまで埼玉、京都で実施した数値から考えても高く、その理由まではわからないものの、原告の精神的な損害が大きいことは明らかだといえます。

国からは、崎山比早子博士の低線量被曝の健康被害に関する「崎山意見書」や、「国は規制権限を行使すべきだった」という原告の主張などに対する反論が提出されたようです。東電からはこの日、特に提出されたものはありませんでした。

## ■原告の意見陳述

原告による意見陳述は、一人ひとりが被った損害を、本人の声と言葉で裁判所に伝えるために第一審から続けられています。印刷された文書だけでははかれない本人の訴え、痛みを伝えるための時間だと思っています。

この日の陳述では、国、県、地方自治体の事故対応の誤りにより住民が分断したこと、「できたはずなのに行わなかった」緊急経済的支援や制度設計、それらがなかったために避難先で貯蓄を切り崩し、生活のために道内で夫婦が別居生活を続けなければならないつらさ、最後に家族の健康状態について語られました。原発事故後に自身が発症した気管支炎と狭心症、喘息の発作や血液検査のこと、妻は甲状腺に結節が見られ経過観察中、現在抑うつ状態もあり通院中であること、長男は昨年悪性リンパ腫の所見が示され、現在は抗がん剤による治療中であり、予断を許さない状態にあること。

「原発事故がなかったら長男はおそらくこの病気にはならなかったのではないのでしょうか。私は、避難行動が遅れたことによる健康への影響について毎日自分を責め続けており、長男が苦しみから解き放され健康が回復することを願うやりきれない日々を過ごしております」

手元にある陳述書ではなく、ずっと原告の方を向いて話を聞く裁判官がいました。

次回の期日は、2022年6月1日（水）15時00分からです。この日は提出する書面が多く、確認に時間を要するため開始時間が遅くなる、とのことでした。

傍聴人 金榮 知子